

筑前志士傳 三

680
子
30

0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16

680
千
35

筑前志士傳 三

任し痛を以て辞職せしに元治元年京都の
変災を令れい度兵を以てし時大組隊助と
たきしはく西院愚侍を以てし度主使を
以てし伊東若長藩を冠して彼朝敵を以て
應援すべくしはるの命を以てし軍吏
會議して皆南院を以てし以てし定廣
獨長慶の元親睦此國を以てし且孤立危急なり
伊東若長冠せば應援すべくしはるの命を以てし
とつふ或人天幕の征伐を以てし且君命あり

有くしはるの命を以てし定廣を以てし兄弟若父母は怒
りて遂にしはるの賊有くしはる兄弟を斬らんは
法皇の傍觀するの況や軍を以てし君命を
受てしはるの命を以てし古に猶言也長を救ひし我
終るる毛利氏の罪を以てし後大目付を補せし
る癸丑の事既に天下の時勢を察し其攘の志
を以てし其重威を以てし及ひ本藩此に邪
得失を辨明し其善本を以てし其功を以てし
すの事其功を以てし其善本を以てし其功を以てし
慶應元年六月款

と更へく職を懸る一家の禁閉せしむるの事
尚歳暮を守り建業を草して忠盡の意茂
愛するに日月を族へ事し今新に百三十一と
告げまじ定度、其の志を紫死刑流刑お終と
ゆけの僕も割腹なる」と思ふ迄とて、後事を
托し家人の別を告ぎ、稚児付さなく、遺を乞
へは、鶏を給つるも、思へく膝に抱きめせ、爺のま
き地へ付るり、をさし、して祖母君と母は言に
背く、なと教へく、平書、愛する事、母乃

石川氏彼の思ひ、罪は罹る、と思ひ、
き天も神もなれぬ、をさし、定度、向ひ
最早、後、ま、す、ては、為、す、く、様、な、一、只、守、む
ら、く、ハ、最後を潔くして、未練、心を、教、戒
れ、定、度、母、は、命、を、更、く、後、視、り、ま、す、天、地、り、
ま、つ、る、を、所、く、中、一、歳、の、命、は、つ、り、な、し、
と、書、し、あ、ん、と、せ、し、一、家、長、昌、居、守、の、志、を、
堪、へ、の、茶、を、飲、ら、ん、と、抗、し、湯、を、沸、し、く、と、止
り、く、飲、ま、し、の、誓、し、け、を、後、一、會、所、に、お、れ、共

曰刑の定廣より前まなれるかな一板有目
より重職を任せし身をもつて日志を謀り好む
多きなる屠腹せしむる命を傳へて是は天後
より傳送せしむ刑場のまじき書物をとりて堂へ
移り左右を顧みずりより平日の用一矯飾の
氣なく恐縮の色あり一親者甚か憐れ刑の就
くと相ふして共々其心を動かしむるに
感歎に叔族人の累許辱謝一後容れし
刑の就く時より年三十七を後幸に先皇の葬る

刑死せしむる者二十人のまじき家入衆も
定廣と悼惜する定廣の人となりて温存し
確かなり毫も名利の心をかけず父母の徳く
事へ家人の和し長沼氏の兵法を早川又二郎
佐隣父より學ひ其許めをたかく博く古今に
兵書の法を自ら勝てて書し書も多し
又定廣の脚術を善くせり男子ならん族入
統率を統定道を尊貴するにけり定廣の
徳を絶へり後大段一新の目及び権蔽奸曲乃

後罪せしむる定廣等は志願せられたるを以て
七枚の勅を嗣子定成に授け奉り、又旌忠祠
を建てるを奉り、明治三十二年定成は皇太子の
志願に官長深潜の時、著る方向卓然として
國家の心力を尽さんとす。不幸にして宛
在、罹る誠忠の旨を以て、
永世毎の銀二十枚を奉り、
とす。明治の朝廷より勸諭給ふ
る勸諭の旨を以て、
とす。

特別を以て三十分金三十七分五厘を一時
として、
とす。

士族に給ふ材料銀二十枚を給與せしむるを
奉り、三年分併せ給ふる旨を以て、
とす。

建部式考

建部自強初原を以て、
とす。

後美城下早良郡荒平通町に生る強左衛門
自福の嫡子とて西川氏より少子とて
力學すゝるを考せし家弘化して自ら亦其父母
終る完全福七百石を治む大組士となされ使番
と命せしむる際之に轉し無足頭と稱せしむる
赤松六年用事ノ役ノ考しられ後江戸ノ祇役
一あ及三年地を辰ノ換せし邸館造営を
掌りかゝる受めて藩政多ク費えけむる邑の
福金を清くしと乞ひしむるも許されし同邑の

乞ひし職を免せし事文久三年再び用事ノ役を
命せしれ之治元自カ多谷別被造営し牛馬牧
を兼掌りしむるは用事ノ役ハ放と出立を掌
しむる職あり事毎ノ放と用事と違ふれハ最
劇職なれしと漢容ししと指揮し瘡常しむる
ことなむ一寡髪ありしと結ぶし博されハ乞
ひし別業し武彦と改め程程扱をつけし幕
府長防を暫しんとて尾張大弼言慶勝卿を総督
とすし三十餘歳なきを考せしむる福之前名藏長海
朝臣

三百ほどの異年忽ち争乱の憂すゝるを憂へて
諸臣十餘人を使ひて長防を論じ又總督より
説く解去せんと志し自強を擧げし使とし
淺香茂徳と名多き元道長谷川正徳を副とし山口
の要に立れし自強君命を演説せしに
山口當院候して全數十萬を興へて附せしむ
夫より彦考より身り總督の湯事情を告げ
きは根子を始ひて首を以て後山口後水製
の腰刀を始りて剛いしきより既りて五端

愛遠し忠良遇られ姦猾恣よせんといふ自強嫌
慨し衣非直正等といふ諸臣救せんを始りかたも
其志行われは強敵を以て長より家より事立て
らば鞠向を受せり自強は容れしして廣能を
應對すゝる異より一は鞠吏を志を問ひし母
言て云我輩のちあるは皆君れあるすの志よと
わたり又忠告といふ史記名きらひ百七十石余七百
石を給ひしよりきらひの言を以て緑の多あり候
君の方よりすゝるもきらひの言を以て鞠吏皆

口を挿めり冬よりして歳を禱まて會所入り
百より是の刑命を傳ふる也自法を書きて
期刻に到りて始て休是れんとて酒を汲みて
笑談し戯語を交へり一家に決別の悲を始
く志るいよあさり既して會所入りしふ
曰志は當り毒毒を短ししきりして自法を
命ししらき城下の安國寺に護送せしる前も屬
吏を坊を營むをえり余は命を交へりし
恐入るししししは遠てし御機嫌しと答へ

うを微知すも此の夜更けぬれも檢使より
されは栲服よりぬき一飯を乞ひ候へ合

しと栲の然り懸眠に田村翠當評曰無愧乎
天地故自恭然屬

吏後死し然り人の涙容しして生る者却て
倉官ししししと恥ぢたるとしり柙檢使より

ししし起ちて死し然りと三方に短刀をたれは
木刀と偽り巻きしるもの也人々完ふしして
首を伸くしししし時々慶意えりし
十月生るは曉より第早也即りそ書に

華名自活人... 寛裕... 人をもて...
儉素... 夜食を... 武後...
人馬皆械完全... 出陣命... 即陣列
... 志... 本原を揮...
早川又二部徳澤... 長沼氏の兵法を...
... 秘決... 十巻...
... 事... 書...
田氏の壹萬... 巨富...
史... 一筆... 完

伎... 山口茂... 命... 抗... 前後...
冬... 父子... 和... 諺... 自強
... 命... 山口茂... 性... 四友
... 使... 應... 事... 教... 田... 終... 君... 志...
... 又... 雅... 時... 志...
... 及... 嘗... 詩... 欽... 君... 慷... 慨... 志... 將
... 傷... 世... 悲... 時... 暫... 不... 休... 知... 得... 鉄... 腹... 三... 寸... 舌... 欲... 寧... 六
... 十... 有... 餘... 則... 多... 野...
... 孔... 古... 号... 早川... 正... 章... 河... 合... 勝... 文... 等... 合

玉澤もろをひく娘みこに叔自強の二子お郎
自成亮磨くも罪して其家を焼くため
らまは甚苦痛せしむる族々津田氏の子
友中自直を養ひ乞ひく自強の後をせしむ
至縁を知りて幼多しをて経く姦猾の難敷
難き自強を代忠謙貴見しけし罪をゆるひて
まおを依りしめ且旗本稱しし其姓名を表
て参り明治三年自強甲子に勤王の志有る官
為混濁の時を急む方向卓然として國家の力を
尽せしむ不幸冤枉に罹り誠忠の宿志を遂げ
しむるを悼みて永世の母を娘二十枚をま
てを寄贈ししむる法し且まきまき其甚痛を解き
自成の父の志を継ぐ程を愛せしむる誠貴
特に家禄三百石を興しし中士とばらんとす

衣非茂記

衣非茂記直正の十字犀吉後三郎存正と給

後紀と改む梶原平十郎宗貴の三男とその母を
大母の氏なり衣非養尼河内直章の聲を以て
以化二の八月十日卒して其後を嗣ぎ世祿千
百八拾石を賜ひ大組の列宿りたる後使者によ
り陸奥に召す。無足既の轉せりる少将に召され
陸奥既の局を用いて少壮の人多けり新織
と稱く若の思弄せりる事かしくは直正よ
於ての教く侮辱人あり寡言なりとも貴
すれの異議を有る者なり。安政三年の少将に召

の牛馬牧を兼帯す。ありは代長に時世子
慶賛朝臣執政を仰の九十餘騎を随へ大倉ふ
より別將松平茂昭の令議せりる事布さる
解を以てきたるなり。嘉永六年に其より居り
し元佐幕此人に於て執政大音因幡原剛
より白く入代遅滞の如きも其を解を以て沓
府に笑むは邦の大事に及ぶなりと云ふも
原剛前議を執りて勤るに其大なる害を述
べし。嘉永六年納戸に據りて隨ひて建部

自活と云ふ存別のことと相異けて解云せしん
天下此大禍也と漏辨しきり此は姦黨麻
五つと忠良懸けりしと云ふ自活等お
諱り日志教千人と愚田一巻等此遠郡り
退去せしを復職せしめ姦臣を懸まんし
帰ししは禁固せしめ職を奪ひ日志五孫
奸行多きもの罪を唱しし自尽を命せし
るそ家と云ふこと書れ別を懐うと云関
まを送ししを入まししと悲泣しと雜

此ら事を書き守戒を忘るる可し
唯しそ入るる顧みもせず門をゆるぎ
之り割腹月時、第三十字とて孝徳元年
十月廿二日なり即ち寺内は葬る直に男子
の幼むるは親族の宗明石氏の子等進道道を
聲養子とせんを乞ひし可しと直正の道徳を
此道よりゆる直正容貌端麗世英大吏と稱れ
温厚沈毅しと一言寡く意深し能く事ふ
堪え怒を色よあはれと云ふ養母は奉養

甚厚の親戚の喜文の家僕を憐恤し事
と等しとして皆使はらざる事一後其累の
勤王の志を誠志の宿志を遂げたりて宛桂の
罹りしを憐み貴しと旌忠祠に在り且嗣子
の奉資銀二十枚を永世毎に納めし令事らばし

或は其の由を後君の佐幕に受けしは朝廷の旨と
志は終つた後乃其廢の實に在りしは家は其の君父
の子に處をたたりしと激し忠告の果は漏世
し之君能く遂に激怒して大擧を起されしと其果

志の由を其の由

月形深藏

月形弘字伯重崎嵐と號し通稱三右衛門尉位
て深藏と改む寛政十年戊午三月三日早良郡
福屋坂下溜池に生る父輝ハ實七助と稱す所
謂鶴堂先せり母長田氏祖父を宗右衛門有禮
と云ふ弘三軍人の爲る稗史を讀むと成人此

如し學に於て及んで書を讀み精好し
て經傳小通を歲十七父の終し東武に入り古賀
江助横の學を菅太仲晋即於葛田郡惟義の
宿儒の謁して學益進じ文政二の十月父の
終き家産百石餘を馬廻組となり後學校の
指南の役を奉らるる間馱茶屋ありの轉り
後辭して府より歸り再び職を假せたる永
三年三月老を告げし評され深淵を更に
猶子詳家を終る年老を及ひ幕政里を

失ひ吏秩放恣志士慷慨——天下既に礼をん
とすりを知らし意を邊防に用ひ書を著し
て當世を論し同志を令すれは必ず王をさし
義を取多を説く嘗て仙臺に儒士の詩を
見し是を見識する方向を志し其顔を廣く
曰 和戰議論未統一汝何鶻突和為吉卑辭通問
鄂羅斯縱說横說皆非實汝家蕃學有淵源百載寧
無富貴春何事奔競忘其職論兵談政日津南北
人情殊嗜好變夷風俗多淫暴吁汝從今不慎言冥

冥必受誅心報其儒果一後自徵軍をなせり
後府下を遊り遠鄙の富一童蒙を訓ひ其
尚果せり即ち意一詳及び日志一共一落
政を匡救せん一文之元年父子日志を
其流言を多し人心を動搖一福政を害す
との聲をぬく一家よ出せ一俳個應接を禁
せしむ詳ハ秋穡を収めて謫居せしむ幼孫駒
吉恒の席米を流し其家残存一強一俸
禄減一家累多一生産益窮一園を耕

林を推し時を傷め邦を憂へる真情詩文より
數千を著し云 主憂臣辱分之宜一任家人屢
告飢摘得蔬苗充晚食拾米松葉待晨炊老年懷抱
若為寬倏忽之間歲又殘妻在病牀兒在獄五更風
雨一燈寒燕雀將雛各自飛山園日暖草初肥稚孫
追我來相問何事爺不肯歸桃李無言了一春從
今吾輩亦緘唇救荒方略平戎策付與朱門肉食人
終一憂鬱病を成一外一早川致
後勇 子招き起す一志士密老安穩對守

を斬るべき意を諷して兎括を罪因せし
れ今時もよあしけれは汝後日格を以て此義士
の意を以て之を擲ち力を盡して 玉室
と名くし之を勉めんとす 汝意を
傳くよし托せり 屬纏は及まんとして汝女を
去ししもの二弟一を侍せしめて終る時
歳二十又文之二年壬戌四月又日也遺命を以て
歎すりに烏帽布袍を以て 骸下を著し
葬る有志人其を幸やして学ぶ事一を托

せし微官より十年を之くせし心を培り
人となり直諒朴實よりして自貴重せし詮論を
好み且言ひ且笑ひて倦むる事一 知るるもの
浮躁よりして言を失やとて 知る人の胸懐を披き
博覧を人よ及ぶすと歎けり 酒食の嗜むる 卷成
る玩なり 詣諫忘情の行を名まは面折して容
きたり又一権門の足を入る事なかり 取義成仁
と以て後進を教誨し 最府儒に玉室内を辨
せしり 汝思ひ既し淹博を識を以て父の業を助成

一艾年より及ぶも家事巨細皆母の問はるるに
以て考妣を喪する後、雖も友愛甚厚、く次
子毅の遺孤を接するも、子毅等、一資妹を
助する、嫁せしめ、三子誠、子勉、心病を志ふ
を看隔して、一里を近し、而して住まざる、慶
す、この九日、ふも、子勉も、病を志す、妹病を
嫁する、ふも、能く、他の兄弟、是を憂ふ、ま、ま、
考の彼も、病を志す、ま、ま、高き、人の用あり、ま、ま、
憐愛して、表わす、ま、ま、幼い、父、ま、ま、

東武のま、ま、別、師、兼、を、侯、く、凡、家、学、を、受、く、
獨、書、を、誦、し、慧、解、天、然、り、一、書、を、獲、き、ん、
由、海、嶺、を、な、れ、の、眠、く、凡、而、て、後、熟、讀、玩、味、し、
諸、記、録、息、を、及、り、博、覧、強、記、書、を、て、閱、せ、り、
一、見、し、詩、を、善、し、文、精、し、書、法、洋、書、と、い、ふ、も、
一、見、し、其、要、を、得、り、又、劍、術、を、吉、留、幸、次、涉、
よ、ま、い、と、秘、決、を、受、け、考、を、及、り、て、も、處、せん、父、
程、未、り、言、を、信、し、て、教、へ、且、吉、賀、氏、四、書、集、註、及、び、
朱、子、文、集、類、を、熟、讀、す、し、一、の、誨、を、奉、り、て、事、す、

朱氏の説に依り篤く孔聖の教を信してより
以書生としての文集を釋せり又有用此書に志して
農政賦計を講究し著るを將見集文語
類纂等あり弟子教導するに切實なり一首
の詩一篇ハ文鄙拙語を成るるも再三懇話し
て後其る語を存し其の後倒立しあ
俗制してその人の意を達せしむ故に皆悦ばる
然るも言く自ら標並せし朋友を多く交り
弘三弟何り細江樵次郎毅長野和年誠月形健助

健といふ二男あり洗蔵詳覺（ひらた）順誠の子一助勉
健の二子七郎直（後廣）讓次郎整といひり皆弘の
訓を受け道藝を謹習せり又弘の文を以て詩
を以て道義を以て相親む者長尾正重威伊丹
三十郎重遠魚住三郎八明誠中村用六無用又弘の
父子兄弟の師事せし毛利甚元元常鷹取
養巴維寅小金凡兵次郎種美早川養敬敬森勲作
通寧伊藤清全勝益山内俊郎信進（後信實）流
紫衛義門野村助作者安田在八郎勝後平治威山順

伊丹三郎重本佐世傳三郎義直石松恭次郎重泰

後佐重
正雅

等なり。お共々孔子の教をまこと朱氏の流

に依りて時務を識り大義を辨むるを事としり

講究しけり。ふ後その師弟の識りて異なりし

或は多ししと勅とされしふもけり。あはれは皆願み凡

難に殉ひ或は死し或は逃せしきと悔ひ凡王政

一新の日は及び居座りし勅との志をく官武混淆の

秋のきり確乎としく方向をふしく累々國家の

為の心を居ししとしく一時究極の罹り志を空し

せしを追感し。旌忠祠の多し。又永世年毎に銀二
十枚をてあせよ。うむひて。系記の料を充てしめらる。

三十一

蒲生重章、偉人傳曰。余嚮作長尾重威傳。服其卓
識。今作月形弘傳。乃知其學有淵源也。而弘之學出
乎精里先生。則其淵源亦深且遠矣。宜哉。其子弟門
生。卓然可傳者之衆也。又讀其詩。字字有淚。使人嗚
咽不禁。此真詩也。與彼虛夸彫琢者迥別。故余全錄
之云。重野安繹曰。此流人作詩。佳不可上口。獨

此四首有韻致有意志可誦可傳。小山朝弘曰。嚮月形季裕携其先人詩稿來示余。索評閱余讀之情致流宕。直抒所懷。深得古風。而其人忠樸憂國為俗論所擯斥。遂致幽死。何其命之薄也。今得此佳傳。獲少伸冤屈於泉下。蒲子闡幽之功亦偉矣。村山清曰。有學有識而不為世所容。齎志而歿。世無知之者。士之不幸無大焉。如月形漪嵐者是也。善颯子汲。傳之。真是無量功德。

海津幸一

海津幸一正倫。幼名正八。吉助。及の後幸一と稱。早良郡福富郷下に生る。父ハ又市直在母ハ梅山氏ナリ。文政九年三月正倫父ハ終シ六日此月俸二十石。八年給を請ふ。幸一遂に父を祀。後學校指圖抄院及人習ふ。命せらる。此後其轉シ勅定を以て助後。其後在職五年。一々職を懸けらる。又家祿を減せし。其後和生を以て買物を以て生業を以て其

一から一に徹を度せしむるは
免せしむる矣其官武達隔して天下高
を免ひしは正倫等の日志を共す卓然たり
一は万延元年八月日志憂慨の條の中村
三二以上要漢書茂徳ハ庶民多き事にて
國事政依頼一 月形詳ハ邦君ヲ謁見一
所見を述ぶるは純多の日志皆世事壯年銳果
の言ひしに激し流き入るは我憂く老練
の海津氏ありて君を説諭する事能ハ

一と議一正倫は聲高くしは正倫章が
王霸の糸別せしは勅めしめ正倫謁見を
乞ひしは邦君を侍はるは夫我國を
皇胤連綿として一君は也君家の幕府
の恩を文治するは屬從一 隆ありて臣はあ
らねば是は今危きを犯し衆を違ひて必し
東に一隆ありて非は只武後を倭めし朝廷
乃るは謀り隆はんと義の當りて且國家
の利あり又今壯なる志は常なり跡に職を

犯すもつたよる君成愛一時を矯むる情
より貴しけれの者也。臨下を徐く意は
諫めたる君を始の例。侍り一人を言決
起居れ後容として犯類論論の満らざるを
感しより終るもなまて得ん。其意を
反復怒切の述し。小君感脱してか年の事と
論。結語せしめ命せしむ友人城或年未
るく是下年老く仕る此意をあらわし
り。正偏善く全既よ事理果しく情むく

白髮首より下りて又白髮首をすすむ
云々。その武直感服して進言せしむる君遠
く東行を止給ひ天朝の意力。臨事純
粹なり。よその志の事大義の時。幕府を
致して君能くを難く救へし。其の立志答罪を得
て。正倫の上士の教も。明の文之元年
五月ふり。諭告も。其の立志を説く人心を動し
藩政を好む。その福を減し。子れ正類。その
意を述せしむ。正偏の上士久野一擧り。永く教

らまゝに其地所管郡去本村を逃因せらる
是より獄中より坐して日く守若くは後諸
終より怨咎れ言ふにほよび人をも其冤を悔み
其獄居を訪ふ者かゝり三年を經く大赦不
きひて免され家へ還る村民まで送り涙をこれ
て別離は元治元年咎を免し一居福を正徳に結
小正偏に廢放の用とて上邦へ登せしむる事
勅定所は出せしむる後勅定を以て助役とす
き祿米百石を給ふ此時廢城窮し計吏を

東女より或時友人長野誠と共く執政矣野實
の室より會しけるの誠舎計の窮乏を憂ふる事
甚しきよりふに倫云昔に廢城豐饒なりとせ
れやく城をきくは城無しといふ人多し共彼
の一人は兼春時の真具多るれも寒節の乏
しとして憐れむ老婦に誰もそも必時に後ひく
好味を調ふに計吏も又斯の如しと自任し
力を盡せしむる幕府信長の事起り名卿西渡
し後い廢城を分すりよ及ぶ志士の業偏の

老成に依頼して幼少の素養を固くせんと詳り
し。始類を更く書寫せしむ。女解善書也。田
吉教も同志北野を好み。終に嗣子に恒六孫成
收められ。獄にも入り。正倫教を詠して云
杖竹をつく。はげしき老の。北野婦。老けさ
世をもいそいで。後正倫。文徳よ。いそいで終り
延る。小日志。五言。六曲。九行多。いそいで死をいそいふ
時よ。女。意。え。い。十月廿。言。歳。六。十。一。也。博。多。義。美。余
の。葬。り。る。正。倫。少。年。文。学。武。藝。を。つ。つ。と。の。射。術。を。

許可を受け。叙。授。せ。ら。れ。る。温。輿。よ。あ。り。と。書。を。
授。け。ら。る。故。に。文。学。師。貞。の。擢。て。ら。る。武。藝。を。藝。
の。監。視。せ。り。朋。友。の。懇。切。よ。い。て。危。難。を。解。か。り。
貧。窮。を。救。ひ。已。う。財。を。棄。て。て。多。く。又。婢。僕。
の。意。を。一。皆。を。恩。に。浴。し。て。年。を。終。り。蒼。老。を。
思。慕。し。て。死。す。母。よ。事。く。く。愛。養。し。て。最。後。急。小。
道。に。没。温。清。の。禮。深。重。也。母。三。生。を。好。み。り。そ。令。
あ。れ。の。母。を。奉。り。袴。を。着。く。婦。女。の。間。に。坐。り。
儀。じ。と。い。ひ。経。の。母。北。例。を。と。り。色。衣。其。つ。り。又。

えく 藩より一藩の孝養より一家の小権
暗なるを責めて衣包をよめるに証の味島了
流るるを命せしめて獄より脱したる偏の外孫
池田上役八を証の副とせしきと奪れ又者証
を交ししは偏の義親とせしし 治末某伊知地
元家等し酒家もあつた余幼の家を推留し
一幸一洗汚き色三人の罪輕りけしに刑を
まし信ししと思ひしに刑もあつたし
彼等平の嫉妬を受ししに治ししに依りし

ししし 徳より一斬の明暗也ししし 権を蔽せ
し 業を羅せししし 偏の忠志甚だ人しし 明治
二年浪子とよししし 志を修めし 先且 旗忠
初の表しし 偏累年勤しし 志をく 官成
混濁の時よ 偏の破半とせし 方向と云しし
因家よ 是力せしし 志をく 究極の権を
忠志 遂げししし 志を修めし 永世の命なり
浪二十枚をよしし 志をく 証の味島了
二年 江戸池田と又 登庸せしし 志をく

城武平

城武貞は本藩の世は通称は武平、後、夏号と
號して先菊池武時の子孫、前守孫系隆、終り
なり、父助、更成、混平、の女と娶り、享和三年、
三月、三日、武貞と稱する名、竹街の宅に生じ、武貞人
となり、慧悟且至性あり、幼して父を諫、母を
事へ、能く孝なり、漸く長す、多し及んで、廉
介、孤獨、氣節と恃み、人よ屈せし、苟も其人の非
を、人教く、交り、文化十年二月、父乃、後を嗣ぎ

主、祿十五石、只人扶持を、藝く、
時、年十五、一始、の、積、浪、の、風、を、慕、む、を、辨
と、好、く、居、常、事、を、備、え、る、勁、直、委、曲、し、て、
略、遺、を、所、り、し、能、く、情、を、罄、に、後、に、愛
し、て、宋、に、宗、澤、の、風、を、嚮、慕、し、
社、刻、を、奉、り、
五、宗、を、推、す、
幕、吏、に、顔、
怒、を、増、し、
甚、し、
每、し、洋、吏、の、猖、獗、を、憂、
憤、し、
夙、し、官、運、の、挽回、を、企、む、
念、く、
忘、る、事、能、く、
懐、概、悲、憤、の、氣、自、ら、言、ふ、

湧溢し一々若き一してゐる奮扼せしむ
不幸ありて夙に蔵の拙き文政甲午歳十有
八にして用部左筆役富政に任せしむ
新徳の同僚の好暇を偷んく力を演武
講文の竭せしむとて廣く經史の博識す
るこゝ能はば文學講究の日淺きを以て重
言行矯枉過直の失なきを以て而も是
一片憂君憂國乃誠心よりわく且其時糧
稜家之殷成するを以て所謂を過を

見くそ仁を知る一蓋を宴居此日よあはる
時、國風を詠して以て存懐と述へ或は古
跡を探り能く地理を曉ぬや、亦善書に卷
ありを以て一時專門に入るとも若許あり
も生徒を教育するありと丁寧懇切に以て
各々分を尽きしむ文化九年進くと右筆
役に任せしむ明年遷て細川役にたり君は非
心を匡正を以て已り任とて時、古誼を以て
之を責の或は時弊を極陳し敢て權貴を諍

市乃む権臣廢倅の徳を惜み毎々嘆きて曰
渠陋賊飽食安居徳々。偷竊國位のこ号勢
め百端君政欺罔。粗畏憚するも亦かく廢
祖艱難の業を以て己の僥倖の資とするも
死万段するも於後ふくくす是を能く
辱る駭悚息身を安する事能くは題を権臣
姦吏の言は惜ひ微官のこも之。而て
武貞節操を渝え凡益進くは諍諫辱教を
犯し善く身を顧るは其細戸後よまれば日

藩之齊清此東勃之扈徒。江戸青山邸よ
あり此時廢主本草堂を好み花卉會畜を
既く教養を蓄くはけり。其鷄標大小
各區畫けり。多きもの數千鷄あり。少き者
双鷄より凡一日君或久と從て後庭より
逍遙。鷄標。物々粟を與へ。む或久即
ち自ら教養を把く。雙鷄より却て一掬
と持て數千鷄より少く君是を以て大り
怪く。故を問ふ言て曰君弱く此鷄を顧る

而して何ぞ人を厭むるや彼大祿の臣乃
かゝ進て其恩を乞ふ過は致すこと能はる退て
一身を過無きふ保つよし能はず福能裕ありて
而して身す切なく驕奢華美争しく風を
かゝ一尤そま淫媒謔浪一として風教り
害ありしはあり今世双鶏として教并
の業致興ふ寧ろは裕ありしとては渠猶司
晨也切あり彼の飽食を為るよしそ風教を奈
る者れ由家。害ありしかくなは彼貧困傲

祿りたる一家或は十族に食を多し瞻らば朝
推暮奮然する辛苦を嘗め夙夜汲々として
徳義清文の功を力と致し進て其忠を告
退るは孝を尊きんとして其思ふ者付て又其の
若干鶏乃一捕獲を爲て飽ありしをさうか
而して鶏れ獲るる唯日長よとて今は士
れ如き國に家事ありは口小臨して一身降病の
るは斃きて干城の職をそとして此は國恩不
報せざるは其に子任の重きしと其鶏の如

お〜んやれ〜ん君直〜〜審の審せ〜
よ何ぞ常務のみ回らる〜あ〜ん河〜ん君
之とや〜ん君直〜ん〜ん自水拍と抱〜ん
〜河〜ん役員杖と振て瞬時の怒〜ん〜ん
嗚〜ん声と仰〜ん退〜ん明日強〜ん役員と右
〜ん外套を結〜ん忠言を責〜ん〜ん天保三年
武時の墓と早〜ん郡七隈村山内の中〜ん塚にて
祀る蓋武時の王事〜ん死〜ん〜ん百〇里を乃
遙久〜ん此間風塵お踵き墳墓一〜ん荒蕪不

委存湮晦慎委殆〜ん其所を審〜ん難〜んを以て
役員深〜ん憂苦〜ん友人伊丹重遠長尾重成
長〜ん長徳静〜ん〜ん〜ん〜ん
〜ん〜ん〜ん〜ん〜ん〜ん〜ん〜ん〜ん〜ん
博識の同〜ん或〜ん村筋里老〜ん物〜ん〜ん〜ん
昔〜ん強力拮据〜ん粒目を經〜ん〜ん始〜ん其所
を聲明〜ん自〜ん〜ん〜ん〜ん〜ん〜ん〜ん〜ん
思合〜ん〜ん境界地理と墳墓の位〜ん〜ん〜ん
て悉〜ん存公すと欲〜ん〜ん大〜ん喜〜ん急〜ん墳墓
を修葺せ〜ん許多の金を擲て地と里民〜ん

買ひ新の碑と建築——聖徳寺の傍仙崖と
して碑字を書せしめんとしてしれども仙崖武
貞の甚い邊幅を仰りたるを以て輕侮——
書すのさむくや肯せん武貞怒く仙崖を罵
りて一圓頂賊と曰仙崖之知性く懃悔嗟臍
急し書せんとて知乞ふといふと社を振ひおそ
く吉原書屋を失し流る家よ到り書せしめせ
貞石よ満すは是を記すに當り一日も忘
す天保二の三月の武時の死より二百の其忌辰

よ了する御記の事記を仰りおとし甚豊徳也
此時友人及日感れ志士詩歌を詠して事若
評多しして其約叙今も城氏の家に現存——
目と當りしるる懐古れ情も懐りて感泣涙を
掩ふ蓋友人志士等詩歌を詠するの獨菊の
の義を寫慕するはしるる又武貞の忠志を
憐れむなり凡そ武時の忌日も當りては必ず
友人伊丹ま遠き尾重成等と共に來りて捧
をかり籠む所の藤掃洋院偏よ生ふ事

るりか—如氏すもる—事を返す—例を返す
之を忠懐義想人を—て感字せしむる也

一片丹心都是忠義可遠聽者長作感位而是當時用
化子之呼矢以馬廷而余華國陋之士所深嘉也故
資一言 日軍秋也貞又東勤也危候—六年駕
干此

随く—也—還る七は自邦君齊博命—て文武
目付—を任ぜしめらる屢建白—て士風を中
國弊—を除らん—も—又—貞の淑実を感—て眷愛甚
き—は—い—も—又—貞の淑実を感—て眷愛甚
深—く—若—事方—の—如—き—大—也—ぬ—く—也—ち—の—微

—見—て—同—訊—す—く—と—情—命—を—表—ま—り—嘉—永
—元—自—方—并—取—締—兼—賦—改—草—の—概—小—薦—め—ら—れ
—建—言—す—も—と—教—回—書—の—時—弊—を—極—陳—核
—郭—を—修—給—て—後—の—非—常—此—後—を—り—輕—浮
—奔—競—の—俗—を—刺—革—て—民—を—忠—孝—の—道—を—導—き—ま—す—も
—義—倉—を—設—き—も—の—儀—策—賑—窮—の—儀—を—り—も—ん
—も—と—御—誌—ふ—又—戸—籍—を—編—輯—管—内—此—戸—教
—人—貞—公—審—ま—出—納—の—額—を—出—法—務—り—税
—欵—を—言—ふ—善—政—を—興—速—く—舊—弊—を—除—ん

事を乞へりて皆用ひて置けり 此時己の齊津
妻の世と有りたり 一日

夫貞告を賜へりて家も在りしに忽ちく霸者入
高塚川久平町役所より官吏を罵り官吏等
己の姦賊の露骨を恐るに對甲して答ふ事能
はらず貞明日夙に役所に入りて久平を罵り一昨
日此始末を語ると久平大に怒り謝するに
酌酒の致し給へり夫は傲然として屬吏を以て
懲め置るもむら軒の酒肴をわづらひて曰く我
汝の酒氣を借るゝ能く入るゝ云々を能く語る

初めは酒肴を没せりて後之を乞へりて
碎と云へりて後之を乞へりて久平之に曰く益味
慄し頭にて涙を謝し又仰見するに
能くは武貞之を乞へりて甚だしく免るも
家も在りしに是より福持の市へ告げ貞の
畏服し初度是より久平に宗徳あり 非常人必
有非常行
忠告三子と云は組に請はるに遷され明幸又要害
作事役を轉任し建白しては河を浚渫し
水害を除き農圃殖産の便利を得せり

めんといへば詐りたる九事不達を極諫曲
きたる理を乞ふ又士風の衰替を屬し施す所
とて日外競るるを安んずるを乞ふて建言
し矯邦更俗に士風を奮起し率るる不
儉素を心し富國強兵の事を乞ふも人
こと乞ひく有目因循の徒を憐るる万延
元年各國勅王に士常也一室威漸振ん
とすを著し或人飲舞勅むるも勅王の
事を乞ふ一稍君を感動するを乞ふ而して

姦臣賊吏等深く或人を憐れ且其況の行を
人こと乞ふ憂の投間控隙務く傾陥を致し奸
諛蔽欺列し其を乞ふべく竟る君を暗惑
はるを乞ふ言聞はれども人こと或人の奮徳
憂若益忠を乞ふ人こと或思ひ専ら勅王に事
りし拮据を此時度中一有志の人を公に策勸を
乞ふ建白して止むる用の事乞ふも或人
等乞ひく邦君の湯一時弊を説き又切ふ
止りし書く奸臣此為不抑勸せし事志伸

ひと而して十月廿七、殊に其見を不興せしめ論
する東勤危しむる思ふに其の言を以てく——且
士氣の隆援を静燈臨輯す——と依託ありしふ
その日、文久侯は中風の難症に罹り、尊する能く
て命を奉るること能くも而して士氣益隆援
——轉殆と制する——を以て好良なる事あり
生せんもの歎息と一網早くおそき人らと謀計り
護護百端其死を預感——十一月廿七、其日、
詮議の次第ありしとて出でせらるる同志の士悉く

一時、敗布出でせしる明る文久元年二月廿
七日の親族を不興——昨秋人心隆援を付委曲
命せしむるに未精密の同志を以てし不客の
り全学致——を其の外の儀をもり出入り致
動——所及を坊及所往は達し、内証さる
情り上を憐れしむる而業後儀をも信有るは、
才分別する所ありしに依り、脚切致す放され
し及、其の言を以てく、族へは、其の言を以てく、
命せしむるに、且、其の言を以てく、其の言を以てく、

致すに訖交平橋、病室を復致すに停肯らるる
次第と云有し、系清快と云可なり、如方命せしふ
七月六日、武久の嫡男彦太郎、武増一族と共り、
五郎せしむ、武平、係列く、ふ向、此、業有し、此
容り、よ、作、これ、種、き、候、も、は、此、世、首、御、幕、府
中、格、別、の、御、慶、事、仰、出、され、ま、上、敷、代、御、奉、公
の家筋、彦太郎の御慈悲を以て、名跡、由、立、彦
彦彦太郎、仰、扶、下、石、三、人、持、持、り、され、代、代、組、り
は、彦、如、の、ち、を、命、せ、し、る、後、は、幕、府、の、威、漸、く

表替——天下の形勢、好し、變遷する、よ、あ、り、て
権奸、頗る、心、喪、膽、落、甚、く、畏、縮、の、念、を、懐、く、し、て
禁、烟、を、の、る、よ、少、く、據、り、諸、人、應、接、の、禁、戒
免、せ、し、と、刺、入、固、步、艱、難、の、際、に、改、め、使、じ、
ら、り、此、事、何、を、は、建、立、す、く、と、有、目、等、事、再、り
屢、面、諭、す、れ、も、武、員、已、等、の、志、に、未、だ、を、徹、せ
ら、り、を、了、忍、し、括、囊、し、て、又、言、わ、せ、し、ま、く、唯、不
病、草、に、在、り、時、事、は、な、く、く、さ、ら、ん、と、懐、疑、す
る、の、こ、え、治、甲、子、は、年、よ、お、り、て、海、内、の、形、勢、大、に

愛——幕府の威無う如く勤王の士始々禁阨
の氣を一傳——因政を又甚愛改——けり奸臣
賊吏俄々革面——醜態と——と陽に正議を
唱ふるに即ち同年五月三日迄を即ちを喚す
今度如拾り直詮議を以て又去年迄おし各
節御免なされ以前の通り切米十五石は扶
老を即ち下りしとせ皇祖の業をわらうる命
せ——此際各國を攘の論盛んなり勤王の士
爰に拮据——力を盡す事と稱せり——武員痛奪

よ即ちとし——と猶愛の念を忘るる事能は
る友へ長尾重威及び森通寧有るに惟寅今
中守重日守忠聖村祐作伊孫勝益伊丹重幸
等氏流人と共々日々に排奸擯忠の策を論し
事々勤王を尊く已り任と——甚國をりて調
せ——汝等國是たよ愛り專論偏り勤王
の帰せり是れ其の偉勳と云へ
昔年又嘗て邦家の一奇に雜事たりしに
君命を承りて一竊に依拠せし方々の命

夙夜幹旋考覈——速ニ其災害を除き
早く結定せしむるは是と賞して新ニ誓
と請ふしむる之を請ふ而も其貞平生世俗不
容られず一生の留志陳の爲に終証と被り晚
年一擧して其甚しし屢災害の罹り身
斎節を懐き進んで其節の爲り事ぬく
宿志悔の遂事入るとすその日は其ありて其身病
し如く其を遂ぐ其間於國を其を憂ひ慷慨して
其く其を終ふ其終る實く元治甲子九月十日

かりり其年六十又二店村安養院に葬る其傍
初有る仕を致し其身を其に其降 後其院
嗣く後其庭より其志を遂げて死す其を
憫み其を白銀二十枚を給ひて遺魂を慰
吊せしむ其貞其節を賞して而も其待
遇せし酒食有る其を其一母家へ其其
自ら其する固より朴素也して性酒を嗜
まず其官に在る其日と雖も其其威福を其
其友人親戚の其其を看る其必其其施す

略位をなす一故よ人と文を新舊をなく其
歡心致すより勇く言猶紹雲片節義誠嘉
み一友人伊丹重遠長尾重成今中守道海
津正倫等日感教石と五條り藤重してそ
墳墓を補修一亦旧後夜須郡山隈村の
狹場を碑を建んとするを二川幸之進相近
傳いまして表すなり一甚しく異義を主感記る
爰に山隈村懐古の長篇致すべく不刊の確
論と一賞歎して重んじむらよその記をなす

自ら書一庄林素の属一と武貞の家了
おのづかの貞石を鑄一碑を搦んと建ん
んと致すふ武貞之をたぐをい友人と共ふ
經營一殆く着るの時よりあつて更なる際成
生一遷延して果するに忽ち時日を経て一
再び經營せんとするの日は當りては勤王は
故起り竟る素志を遂げん元武貞の平生
事を論じらむ精意也宴居談話の日といふも
言ふ事粗俗陋し味ありとも其友人伊丹重遠月

形弘長尾重威海津正倫等各勤王を以て美
名然顯と亦平野國臣を親くして國臣脱走
の日武員らの忠を列して列を告げ共々國を
と淡海一連の皇運を挽回を起せんことを
約し涙を揮く袂とるる蓋武員勤王の志深
切なり其父の端流すこと一に如何に
我らの父奮幕此盛時の事を皇威の衰替を
嘆き武員の襁褓の中より語るる和漢歴世
忠臣義士代事を以てせしむる忠義の氣自ら

精神の涵養一長するは深く性なり故に
王室を推す一齊に勅を唱へり其友の
る事おも又是は感激せしむる事として王事のみ
拮据し美名を後時の得たり嘗て二川を遶
も武員らの志操を氣かへし屢稱賛して息を
穿て武員らの志操の潔い氣を以て語るる
可謂威武も屈する事能くは富もも遷り
能くももるる事一に貴彼輕浮操進の徒
益暴より如幸して殉難の鬼に聯伍せる

若し日を伺して終るべし。吁天哉。よは
すに教軍を以てし。力を維新の今日。是を
し。あつて。千載の爲つ。補ひあらん。天然の徳と
伸と人。力を得て。如荷。し。も。る。こと。能。え。ざる。を。交
ふ。し。て。志士。に。水。く。法。教。す。る。を。お。も。て。な。ま。り
明治六年。朝廷より。舊藩。に。給。ふ。を。廢。し。其。三
年。分。の。金。を。併。せ。送。り。

此傳傳のそ親友長征を感の子実佐父の一字を編輯
せしを以て採用し少く流刪ん

尾崎忠左衛門

尾崎忠左衛門朝秀の初めは助と稱し。忠志朝昌
の三男。よそ母を吉澤氏なり。早良郡鳥飼村の
せらる。天保七年十月父を没して。世禄三人。扶持十石
を給ひ。喜見士よ。な。る。に。到。東。ま。り。と。なり。後
買物なり。在。教。軍。行。を。兼。江。戸。邸。に。祿。役。
差遣をきり。用。所。以。味。儀。に。轉。し。後。職。を。罷
ら。ま。り。文。久。二。年。に。以。り。河。合。茂。山。勝。文。戸。川
佐。五。左。衛。門。正。章。と。三。人。親。政。の。命。を。受。て。西。政。の

若し日を伺して澄るべしん吁天ありは
また数年を以てし力を維新の今日を
しめし百機の一補いありん天賦の徳と
伸と人かれば得て如何なる事と能く
かして志士に永く浩劫する事なきなり
明治六年朝廷より舊藩に給金を廢し其三
年分の金を併せ給へり

此傳は其親友長任主殿の子實佐父の言を編輯
せしむる採りしかく法則に

尾崎忠左衛門

尾崎忠左衛門朝秀の初めは助と稱し朝昌
の三男の母を吉澤氏なり早良郡鳥飼村
に生る天保七年十月父の没して世禄三人扶持十石
を給ひ喜見士よ下を志別東を力となり後
買和なり在郷を以て兼江戸郎と稱し
送達をきり用所次第に轉し後職を罷
らる文久二年此より河合茂山勝文戸川
佐五郎の四章と三人執政の命を受く西政の

是北を論し上意を下に返し下情を上り
奉りて補益するものなりは萬幸の業なり
金と給ふ元治元年八月勝文等八人を以て周
旋方なり少年此の殿を説諭せしめしる十二
月朔秀大目付に事職して國家大事に必同諱り
給ふべきこと近頃の政歴の右等のもの未だ
大目付に關係せしむる多し等なき洋を建白と
建白しけむに幸はの意の留まきり勝文等解
して又周旋方元のもの既にして周旋方成

成せしむければと時情を以て是れと命
せしる三傳の言本意の存りぬを移轉せしむ
に証を徹せしり朔秀等甚歎へり且周旋せし
月形洗兵衛世保等言実として其行われぬは
せしむるにとせば御文朔秀建白して洗兵衛
原由にして月を顧みれば君の為より先
自に建白し奉りてせよ知れしなり今重科の言
らむに人の言を動かすに小室の言にて
人心を安んじしと告り又命を以て對馬

後浦一三條云此後及い薩長の士とて薩の
忠否混濁を月旋せし其薩の殉難の士は
昂い訪を候て云 身死時艱不遂勲之知餘
烈掃妖氛客窓一夜風濤悪月暗有明山上雲い
事愁いなり一は還一懸いありとて書い
せしと尋もきく紙のよもれよ子此遠造朝宣と
隣徹のうらと笑もれい面を對するここと叶は
寒くんとそ秋をよみこる衣を脱ぎ坐臥る付
紙縷をひく文字を製一紙の粗一も衣を包て

奥の巻 天澤月いまいれをいし
くまなき月の影れとよ月一終の日はあはれ
上を輝くす女計をいし一うとて天澤使
森信成と書い自叙を命せしる終りの原み
るの輝りなる ましち終り心と今いあり
しあはれし一城忠不秋をいしうな時と書い
えよ十月女とるまき集事一足也城下古碑た
華宮胡考少年もて書い入りの儒学をいし
事在人の揚と新漢の書好く齊語楚言教卷

と著るに後皇を好み先世の説を信し勤王
の志を——そそ迷嬉よ 大君の道——と
をと兼——よりあふ心そ大和魂まゝ 天地
へ死ぬ心と皇統の仕——まらふぬ心とそあ
何ん秘文等とあふ有志よも 説諭——けきは
感慕するものあり——に故よ改下よそそ信と和
勤王——縁——も 眞住明誠月形弘の徒春秋の
志を以て勤王の志を立るものを漢勤王と云
胡秀の志を以て志は曰く——て友と——善

掌——詩を好むの中よ 自踏艱辛斃後已
便應不耻封疆臣の句あり胡宣も父及ふ好曲の
志の志を曰く——上張輝——さる行ある大
皇の配流せ——る命——替く改中其獄小
下され——る志故もて赦免せ——る胡秀も罪後
除き——る志あり後皇の勤王の志を方
白確乎——る志あり心力を尽せ——る不幸
も——る一時克柱の崩り忠志を遂げ——る
追悼——る世毎に皇紀の料は銀二十枚と

と其の凡後皇を好み先哲の説を信し勤王
の志を以てて其述懐は 大君の道よりそと
を以て氣を以てし其心は其大和魂を以て 天地
の心ぬを以て其神の仕りまうらふぬを以て其
河分孫文等と其志有志にも 沈淪しけきには
感發するものありし故に 故下もそと其志を和
勤王の稱し其志を以て其月形弘の徒春秋乃
其志を以て其志を以て其志を以て其志を以て其
朝秀の志を以て其志を以て其志を以て其志を以て其

掌し其志を以て其志を以て 自踏艱辛斃後已
便應不耻封疆臣の句あり朝宣も父及び其好曲の
志を以て其志を以て 上は其志を以て其志を以て其
志を以て其志を以て其志を以て其志を以て其志を以て其
下は其志を以て其志を以て其志を以て其志を以て其志を以て其
除き其志を以て其志を以て其志を以て其志を以て其志を以て其
白旗乎と其志を以て其志を以て其志を以て其志を以て其志を以て其
よそ一時竟其志を以て其志を以て其志を以て其志を以て其志を以て其
追悼し其志を以て其志を以て其志を以て其志を以て其志を以て其

ふへらと初宣と又別。禄を法に教職を経て
後此大属。判任せしる父の非命を悲し追孝
の志深。母も慈事。事等に友愛あけけり
賞して衣物と傳へらるるなり

鷹取養巴

鷹取養色維寅字い子直初め碩菴別々養軒
と号れ父い養色秀。母は澁川氏なり。福云

城下那珂郡養巴町に生る其家祖養巴政之
此處に住り世々相傳へたる此名あり。天保
十三年七月父の終き世縁三百七十石を以て世
業此醫師なり。清水寺に月照を奉りせしめは
お修右門時村等と傳りて三隅勘三郎一行り
お業を匿せし。幕府の捕吏既よ迫ると父
えけきには月旋とて薩摩の道きしむ万延
元年日志時運致危み外薩藩に依頼し
同君あり。建言せし。時維寅も田かとも月旋

世に是須罪して中老の保管せし事明る
文久元年三月録を奪ひ吉田久全清秋年より
保管せし其米地は監禁所を御中より
獲て蔽の害を思ひて せしけり其後
いふいと書きて道はまゝにぬ弱となり
まゝ勢い悪たたまふて福をりし事り初
より松葉のすゝも初めぬ日とて日月を蔽
ふそ故免せしき元治元年飛騨除き先を養
子碩房の月保す人扶持を請ひてかゝる事録

三百七十五石を還し奥のりる中村無二統緒
けきの日甲の維寅はとある早川敷と共よ
密旨を交へて其功のいふこと其處の事情を
探索しより維寅をいへて後者後任戸川
三章等といへて同族方になられし日僚
河合勝文尾崎期秀等といへる建中一職掌
を居せし其職を奪せしき日免して
金を得し日僚は長慶征討の命のいふに
命を交へて恭順解きを同族し又森通寧

江上武要今中守忠と号す藤田の地をせし
薩肥薩後の兵を解兵を説く事平らぐふ
及び長茂刀と根子を贈りて主君に謝する
後婦教を授け禁欲せしむる。皇の
國此所文の如くなりぬ名をとむる。元々の
まんと後より終る獄より先く主君料を
處せしむ。ふ又日志を添へて姦行多しり
命を授け日志十四人と共の刑を施す時
其意紀元十月廿三日歳三十九なり博多妙樂寺に

先学を慕ふる維寅少年よりて東武を遊びし
醫術を學び書を好み最方法の精しく諸史の
博し且稗官小説も渉獵す顔色白哲長身
よして人の稱するに恰色温言逆かたしなれたる
如くありし。日敏怪しむ。鬼家と名いふ人を
惡む。深し。後罪を除きし家なる。皇親と
稱し又龍忠祠あり。明治三年維寅累年
勅王の志深く官武深稽の時。遂に卓然方
向を定め専ら國事に力を盡す。いし下も不幸

寛正の羅り誠忠乃宿志を遂せしむるを憐み
永世年毎に子家の祭祀料として銀千枚
と給ふべし命を仰ぐべし

